

混合診療全面解禁問題の行方について

小泉首相は昨年夏、「混合診療解禁の方向で年内に結論を」と、指示を出しました。秋には混合診療問題をマスコミが取り上げるとともに反対する運動が大きく発展し、混合診療は許さない！と医師会が呼びかけた署名は1ヶ月余で600万筆集まりました。各県での決起集会には医労連も正式な呼びかけを受け参加するなど、共同がひろがっています。そうした下で、衆参両院で全会一致の反対決議もあがりました。混合診療は許さない、医療や社会保障守れという国民世論が大きくひろがり、4月13日には混合診療反対、介護保険と障害者福祉医療の改悪許すなど、医療団体連絡会議主催の決起集会が開かれ、全国保団連室井会長の挨拶に続き、全日本民医連肥田会長の基調報告がされるなど共同行動が展開しています。私たちの運動が財界等の求めた全面解禁を許さなかったのです。運動と国民世論の成果として大いに確信すべきものです。

昨年12月15日には厚労相と規制改革相の間でいわゆる「混合診療」問題にかかる基本的合意が結ばれました。混合診療は実施されなかったものの現行の特定療養費制度（差額ベッドなど）を廃止し、「保険導入検討医療」と「患者選択同意医療（保険導入を前提としないもの）」への再編が合意されたことは、大きな問題です。具体的な内容は今後検討されますが、保険のきかない医療が拡大され、固定化される危険をはらんでいます。

患者要望もあった国内未承認薬については、保険診療との併用が可能な措置がとられることとなり、一定の患者負担軽減策となります。

しかし、本来必要なことは、新薬や新規技術の有効性・安全性を迅速に審査し、保険適用にしていくことです。すべての国民に、カネの心配なく、良質で必要な医療を公的保険で保障することこそ大前提です。

「国民皆保険制度を守り、保険でよい医療を」の運動と世論をいっそう発展させることが切実に求められています。

